

《第3期》ミyakミyakモニュメント等活用事業【設置場所】 公募要領

大阪府では、2025 年大阪・関西万博（以下「万博」という。）閉幕後もそのレガシーを継承し、さらなるにぎわいの創出と国内外からの誘客及び府内周遊の促進を図ることを目的に、万博のレガシーの象徴ともいえるミyakミyakモニュメント（以下「モニュメント」という。）やグッズ・パネルの展示を行う「フォトハウス」を府内観光地や交通要所等へ巡回設置し、“万博に思いを馳せる場”“フォトスポット”を創出・発信する「ミyakミyakモニュメント等活用事業」を実施します。

このたび、大阪のさらなるにぎわいの創出と府域周遊等に寄与するモニュメント等の設置場所について、提案を募集します。

1 募集概要

観光資源としてモニュメント等を活用できる設置場所を募集します。設置の条件等は以下のとおりです。

(1) 設置する対象物

①モニュメント2体

・「いらっしやい」(座像)

重量約 2,400 kg 高さ約 3,850 mm 幅約 3,400 mm 奥行約 3,400 mm

材質：FRP（繊維強化プラスチック）製（不燃性・難燃性ではありません）

展示場所：大阪市内 / 目的：都市魅力の創出・発信

・「ワクワク」(立像)

重量約 1,600 kg 高さ約 3,850 mm 幅約 2,700 mm 奥行約 2,700 mm

材質：FRP（繊維強化プラスチック）製（不燃性・難燃性ではありません）

展示場所：郊外（大阪市域外） / 目的：地域資源の活用による魅力的な観光地の創出等

② フォトハウス

万博カラーなどを施した簡易構築物（イベントテント等）にミyakミyakグッズやパネルなどを展示し、フォトスポットとして展開する特設ブース（フォトハウス）を、モニュメントとセットで巡回設置する。なお、設置及び期間については、設置場所の環境等を鑑みて、協議のうえ決定する。

(2) 設置期間

令和 8 年 12 月から令和 9 年 2 月まで

モニュメント (場所区分)	4-5 月	① 6-8 月	② 9-11 月	③ 12-2 月	3 月
 いらっしやい (大阪市内)	万博 記念 公園	(公募) 道頓堀 (道頓堀商店会)	(公募) 「福駅」前 (西淀川区役所)	今回の公募枠	継続 実施 検討
 ワクワク (郊外 (大阪市外))		(府施策) 泉南りんくう公園 (泉南ロングパーク)	(府施策) 府民の森 ちはや園地	今回の公募枠	

※写真提供：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

※大阪府が実施する施策・イベントを優先的に選定することがある。

※3月以降については、事業継続を含め別途検討を行う。

(3) 提案を募集する設置場所

- ① モニュメントを展示しようとする場所が、府内各地の不特定多数の人が利用できる観光地や交通要所等の公共的空間であって、モニュメント等の保管、展示及び運営に十分な配慮がなされ、万博レガシーとして国内外に広く発信し、大阪のさらなるにぎわいの創出と府域周遊等に寄与する場所。
- ② モニュメント設置の際は、設置場所の用途などを確認のうえ、行政機関（警察含む）と事前に協議するなど、必要な手続きを確認のうえで申し込みを行ってください。

(4) その他条件等

① 役割分担及び費用負担

大阪府は、モニュメント等の運搬及び設置を行うこととし、施設所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、設置場所の提供や日常管理、運営を担うほか、万博の理念継承、将来世代へのメッセージ発信及び都市魅力の向上といった事業目的に合致した観光集客イベントや広報等を企画・実施するものとする。また、これらに伴う費用については、それぞれの役割に応じて負担することとする。なお、詳細な内容については、協議のうえ決定する。

② 搬入出に係る条件

《モニュメントの搬入搬出・運搬・設置に関する条件》

- 4t ユニック車×1 台、4 t 以下のトラック×3 台、高所作業車×1 台が侵入し作業可能なスペース（屋内外問わず）
- 車両の総重量が最大 15t まで通行可能な場所であること
- 搬入ルートは幅員 4m以上が確保され、曲がり角や旋回時には十分なスペースが確保されていること
- 高さ 4.5mが通行可能なこと、作業場所が 5m 以上の高さが確保されていること
- 設置面の勾配が 70 mm以下の平坦な場所であること
- モニュメントの重量（立像：約 1600 kg、座像：約 2400 kg）に耐えられる（路盤の沈下や床材の割れ等が発生しない）場所であること
- 基準風速が 34m/s 以下の場所であること

2 スケジュール

令和8年 8月 4日（火曜日）	公募開始
令和8年 8月 14日（金曜日）午後5時まで	質問受付締切
令和8年 8月 31日（月曜日）正午まで	提案書類提出締切
令和8年 9月 中旬	設置場所選定会議（府民文化部内）
令和8年 9月 中旬	設置場所 内示 ※内示後、設置場所の実地検証等を行います。
令和8年 10月 上旬	設置場所 決定
令和8年 12月 上旬	設置開始

3 公募参加資格

大阪府内の公共的空間を有するもしくは管理する次の①または②の者であり、以下の(1)および(2)の要件を全て満たす者であること。

- ① 大阪府内の地方公共団体（大阪府を含む）
- ② 法人、または継続的な活動実績を有する任意団体（人格なき社団等）であること。ただし、個人での提案は不可とする。

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 本公募に係る条件等を履行する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権していない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 大阪府から補助金交付等停止措置又は入札参加停止措置が講じられている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

① 配布方法

公募要領及び各種様式は、大阪府府民文化部都市魅力創造局ホームページからダウンロードしてください。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/miryokuzukuri/myakumyakumonument/setchiboshu3.html>）

※窓口・郵送による配布は行いません。

② 配布・受付期間

令和8年8月4日（火曜日）から令和8年8月31日（月曜日）正午まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後1時を除く午前10時から午後5時まで）

③ 受付場所

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局

住 所：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー37階）

電話番号：06-6210-9331（※土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

④ 提出方法

事前に電話連絡の上、書類は、4(1)③「受付場所」に必ず持参してください。

なお、最終日は受付が集中する恐れがあるため、余裕をもってご持参ください。

⑤ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

① 応募申込書（様式1：1部）

② 企画提案書（様式2：8部 ※別添仕様書に基づき作成）

※企画提案書を補足する資料については、A4サイズとしてください。

③ 誓約書（参加資格関係）（様式3：1部）

【添付書類】

（それぞれ1部提出してください。なお、地方自治体の場合は提出不要です。）

- ① 定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）
 - ② 法人登記簿謄本（１部）（発行日から３カ月以内のもの）
※任意団体の場合、法人登記簿謄本に代わるものとして、「規約・会則」（団体の名称、目的、所在、代表者、運営ルールが記されたもの）及び「役員名簿」をご提出ください。
 - ③ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
 - ア 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 ※府税又は大阪府以外の都道府県税の納税記録がない場合には、申立書（任意書式。記載事項は以下のとおり。）を作成のうえ、他の必要書類とともにご提出ください。
【申立書記載事項】
 - ア 都道府県税の納税義務を負っていない旨
 - イ アにより、提出が出来ない書類の名称
- (3) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ① 応募は１者１提案とします。
 - ② 応募書類の提出に際しては、Ａ４紙フラットファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）での提出もお願いします。
 - ④ 表紙及び背表紙にはタイトルと提案団体名を記入してください。
 「《第３期》ミyakミyakモニュメント等活用事業【設置場所】＜モニュメント名＞」
 提案書 株式会社〇〇（法人名等）
 ※モニュメント名の部分には、「いらっしゃい」、「ワクワク」のどちらかわかるよう、ご記載ください。
 - ④ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和８年８月１４日（金曜日）午後５時まで

(2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：toshimiryoku-g09@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。
 なお、「件名」に「質問：《第３期》ミyakミyakモニュメント等活用事業【設置場所】（法人名等）」と明記してください。

- ① 電子メール送信後、必ず電話連絡（「４ 応募の手続き（１）③参照」をお願いします。
 （電話連絡：土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後１時を除く午前１０時から午後５時まで。）
- ② 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。
- ③ 質問への回答は大阪府府民文化部都市魅力創造局ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/miryokuzukuri/myakumyakumonument/setchiboshu3.html>) に、令和8年8月19日（水曜日）頃を目途に掲示し、個別には回答しません。

※第1期並びに第2期設置場所公募時の「質問と回答」も参考にしてください。

6 提案を求める事項

(1) 設置場所及び設置運用計画

- ・設置場所を提案するとともに、大阪市内（いらっしやい）・大阪市外（ワクワク）の別で、それぞれ次の設置目的を達成するための設置・運用計画を提案すること。

【大阪市内】大阪の都市魅力の創出・発信として誘客促進がきる企画

【大阪市外】地域資源の活用による魅力的な観光地の創出等・誘客促進が期待できる企画

- ・ミyakumyakumに限定せず、万博全体の内容や、万博と設置地域の関わりなど、万博レガシーを伝えることができる企画を盛り込むこと。
- ・モニュメント展示中に限らず、展示をきっかけに以後継続的な賑わいを創出していくなど、当該設置場所及びその周辺の振興計画を具体的に示すこと。

(2) イベント・広報

- ・モニュメントの設置にあたっては、除幕式などの記念イベントを計画すること。また、周辺観光地や地域等とタイアップするなど、地域の活性化につながるイベントを企画すること。
- ・誘客促進に向けた広報手法について具体的に提案すること。

(3) 管理・運営体制

- ・モニュメント及びフォトハウスの管理運営にあたり、誰もが安心・安全に楽しめるよう、必要な対策や配慮（雑踏対策、カメラ設置などの防犯対策等）及び展示等の運営に必要な環境・体制を提案すること。なお、モニュメント、フォトハウスの管理・運営にかかる費用負担は設置場所において負担していただきます。

また、防犯対策など日常管理における瑕疵を起因とした破損などについては、所有者等の責任において対応していただき、自然災害による破損などについては、大阪府が負担することを基本とします。なお、詳細については協議のうえ決定することとします。

7 選定の方法

(1) 選定方法

(2)の基準に基づき、大阪府が最優秀提案者（優先交渉の相手方）及び設置候補場所を決定します。

(2) 選定の基準

- ①大阪市内においては、大阪の都市魅力の創出・発信として誘客促進が期待できる企画提案となっていること。大阪市外においては、地域資源の活用による魅力的な観光地の創出等・誘客促進が期待できる企画提案となっていること。（広報を含む）
- ②万博のレガシーを伝えることができる企画となっていること。
- ③周辺の観光名所、交通要所、地域などとタイアップし、設置を記念したイベント（除幕式など）を計画していること。（広報を含む）
- ④不特定多数の人が利用できる公共的空間で、商用利用となっていないこと。

※公共施設以外で、入場料、入館料などが発生する施設には設置できない。

※有償で開催する展示やイベントでの利用など、営利を目的とした利用は認めない。

- ⑤「モニュメントの搬入搬出・運搬・設置に関する条件（1 募集概要(4)②参照）」を満たしていること。なお、条件を満たすために必要な費用については、設置場所において負担すること。
- ⑥誰もが安心・安全に楽しめるよう、必要な対策や配慮（雑踏対策、カメラ設置などの防犯対策等）及び展示等の運営に必要な環境・体制が十分に整えられていること。
- ⑦モニュメント、フォトハウスの管理・運営にかかる費用負担を確保できていること。
- ⑧設置場所の周辺環境への配慮や交通対策に関する近隣調整等が整っていること。
- ⑨モニュメント展示（撤去）後の当該観光地等の振興に積極的に取り組む意欲を有していること。

(3) 特記事項

- ① 大阪府が実施する施策・イベントを優先的に選定することがある。
- ② 「いらっしゃい」、「ワクワク」の配置区分は、応募状況に応じて変更することがある。

(4) 選定結果

- ① 最優秀提案者（優先交渉の相手方）が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部都市魅力創造局ホームページにおいて公表します。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/miryokuzukuri/myakumyakumonument/setchiboshu3.html>）

ア 最優秀提案者（優先交渉の相手方）及び設置候補場所

イ 全提案者の名称 ＊申込順

ウ 最優秀提案者の選定理由 ＊講評ポイント

8 選定後の手続きについて

- (1) 優先交渉の相手方と大阪府との間で協議を行い、覚書を締結します。
- (2) 設置に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式4）を、優先交渉の相手方の選定後に提出いただきます（地方公共団体を除く）。誓約書を提出しないときは、大阪府は覚書を締結しません。
- (3) 優先交渉の相手方が、優先交渉の相手方として決定した日から覚書締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、覚書を締結しません。
- (4) 覚書締結後、当該契約の履行期間中に優先交渉の相手方が暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けたときは、覚書を解除します。

9 設置における留意事項

(1) 設置における留意事項について

- ① 設置場所の所有者等は、覚書締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従ってください。
- ② 所有者等は、大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進してください。

(2) 関係機関との調整について

- ① 事業運営に必要な地元市町村や関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、

大阪府または本事業受託事業者が行うこととします。ただし、所有者等にも協力を依頼する場合があります。

- ② 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が知的財産権を有する協会 IP の使用にあたっては確認・許諾が必要になります。使用を検討される場合には、事前に同協会及び 2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィスと調整し、適切に対応してください。

10 成果物の提出

設置期間終了後、30日以内に大阪府あて実施報告書を提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

【実施報告書に求める内容（例）】

- (1) モニュメント等の設置にあたっての目的等実施概要
- (2) 設置期間中の観覧者数及び設置等を記念したイベントの来場者数
- (3) モニュメント等設置による周辺地域への波及効果
- (4) 記録写真 など

11 その他

(1) 守秘義務等について

- ① 所有者等は、本事業の遂行上知り得た情報は、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ② 本事業終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、所有者等の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) その他留意事項について

- ① 大阪府は、特別の理由がない限り設置候補場所の所有者等を優先交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、覚書締結及び事業実施にあたっては、管理者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- ② 本事業の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、所有者等の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- ③ 本公募要領に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を行い、指示に従うこと。
- ④ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。